

国民生活基礎調査における調査員証の紛失について

2025（令和7）年国民生活基礎調査において、調査員が調査時に携帯する「調査員証」の紛失が判明したのでお知らせします。

1 概要

本年6月7日の調査終了後、調査員が調査員証の紛失に気づき、紛失が判明しました。警察への届出を行い、また調査活動地区を探しましたが、調査員証は見つかっておりません。

- ・紛失物：調査員証 1枚
- ・記載内容：（表面）調査員証番号、調査名、調査員氏名、任命期間、群馬県知事公印、調査員顔写真

※任命期間は令和7年5月16日から令和7年6月20日まで
（裏面）注意事項

2 対応及び今後の再発防止

紛失した国民生活基礎調査調査員証第10058号は、無効としました。

再発防止に向け、国民生活基礎調査の全調査員に対して調査関係用品及び調査票等の管理徹底について注意喚起し、特に調査終了後帰宅時に調査員証を含むすべての調査関係用品の有無を確認すること等を、改めて指導いたします。

3 県民の皆様にご注意いただきたい点

国民生活基礎調査は、群馬県内の特定の市町村で限定的に実施しており、4月下旬には対象地区・対象世帯全戸に「調査実施のお知らせ」を配布しております。

今後新たに対象地区が追加されることはありません。

また、調査は特定の調査票またはオンラインでの回答となっており、調査員が直接個人情報聞き取りすることはありません。

不審な調査活動等にお気づきの場合は、県健康福祉課までお問い合わせください。